



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



平成 27 年 11 月 2 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 保坂光二
(コード番号 8925 東証二部)
問合せ先 常務取締役 久保玲士
(TEL 03-5367-2001)

A 種優先株式の金銭を対価とする取得請求権の請求に関するお知らせ

当社が平成 22 年 7 月 28 日に発行した A 種優先株式について、A 種優先株主から金銭を対価とする取得請求権の請求を受けましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. A 種優先株式の金銭を対価とする取得請求権の請求について

当社が平成 22 年 7 月 28 日に発行した A 種優先株式の発行要項 13 (次頁ご参照) に金銭を対価とする取得請求権について規定されております。これに基づき、A 種優先株主から当社に対して金銭の交付と引き換えにその保有する A 種優先株式の取得の請求がなされました。当社は、この取得請求がなされた以下の A 種優先株式を取得し、以下の金銭を A 種優先株主に対して交付します。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 銘柄名 | 株式会社アルデプロ A 種優先株式 |
| (2) 取得請求株式数総数 | 908 株 |
| (3) 償還価額 | 1 株につき 300,000 円 |
| (4) 償還価額の総額 | 272,400,000 円 |
| (5) 金銭の交付日 | 平成 27 年 11 月 10 日 |

2. A 種優先株式の消却について

上記により取得した A 種優先株式を次のとおり消却します。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 株式会社アルデプロ A 種優先株式 |
| (2) 消却する株式数 | 908 株 |
| (3) 消却予定日 | 平成 27 年 11 月 12 日 |

(ご参考)

1. 発行済株式総数

	消却前	消却後 (平成27年11月12日現在)	増減
発行済株式総数	239,212,787株	239,211,879株	△908株
普通株式	236,241,758株	236,241,758株	—
A種優先株式	8,916株	8,008株	△908株
B種優先株式	0株	0株	—
C種優先株式	824,355株	824,355株	—
D種優先株式	1,998,936株	1,998,936株	—
E種優先株式	138,822株	138,822株	—

2. 株式会社アルデプロ A種優先株式発行要項(抜粋)

13. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2015年11月1日以降2021年11月1日(当該日が営業日ではない場合には、翌営業日)まで(以下「償還期間」という。)の毎年11月1日(当該日が営業日ではない場合には、翌営業日)、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)および(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額(以下「任意償還価額」という。)の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)および(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 任意償還価額の上限

A種優先株主は、本項に基づくA種優先株主による償還請求がなされた日(以下「償還請求日」という。)の前日における分配可能額が1億円を上回る場合に限り、当該上回る金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(2) 取得株式数の上限

A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式1,784株を上限として、償還請求をすることができる。

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株式1株につき、300,000円とする。

以上